

秋田県

公文書館だより

第12号 平成12年4月1日



「御城下絵図」(県C-599) 宝暦9年(1759)11月(221cm×179cm)

※表紙解説は8頁

利用者 の 声

秋田県公文書館への要望

秋田経済法科大学 鈴木 達郎



秋田県公文書館は、近代とくに明治期の資料の宝庫である。近代の県庁文書がこれほど残っているところは全国的にみても数少ないといわれる。農業史という私の対象分野からみても「明治四五年 乾田適地調査」、「大正九年 農業労働者二関スル調査」、「大正十年 小作慣行調査」、「昭和二年以降 小作調停法関係資料」など貴重な資料群をいくつもあげることができる。

この一年、『秋田市史 近代 史料編上』に関わって、自分の専攻分野以外の県庁文書をみてきた。地方自治関係資料、商工業関係資料など量の多さとともに内容の豊かさにあらためて驚かされた。一、二の例を示せば、「町村行政事務監督復命書」

「行政訴願関係書類」などは明治期の地方自治のあり方を明らかにする最高級の第一次資料であるし、土崎・秋田・大曲の「米穀取引所関係資料」は秋田県の商業史を考える上で格好の資料であると思われる。

また、秋田県公文書館では、「県布達」「県報」「県議会議事録」も同時に利用できる。県庁各課・係（掛）の行政文書と県議会、県令・訓令等は三位一体の関係にあつて、相互に連動することはいうまでもない。明治六年から三二年までの「県布達」「県報」と明治一年から昭和戦前期の「県議会議事録」のコピーが公文書館に備えられ、閲覧手続きなしで利用できてまことに便利である。

このように公文書館はたいへん価値のあるすぐれた施設であると思う。ただ利用者としていくつかの要望がある。以下ではそれを述べてみたい。

①近代の行政文書はきわめて利用

しづらい。調査したい土地や事象があるとして、それを現在の「簿冊目録」から探し出すことは難しい。また、調査事項が何年もの簿冊にわたるのとは当然であるし、意外な簿冊に載っていることもよくある。これを解決するには今の「簿冊目録」だけではなく、簿冊毎の「件名目録」が是非とも必要である。それがパソコンで検索できるようになればさらにありがたい。

②文書の入手は、コピーが不可欠から、筆写かカメラ撮影以外に方法がない。カメラをすえつける台はすでに備えられているので、マイクロカメラや一眼レフのカメラを公文書館で用意し、利用者に貸出すことはできないであろうか。もちろんフィルムや現像は利用者が負担する。

③「東山文庫」のコピーはなぜできないのか。図書館所蔵であればコピー可能なような「東山文庫」の図書が公文書館の原則にしたがつてコピー不可となっている。その原則は大きなことであるが、もっと柔軟でよいように思える。

④前述の「県報」は明治三十三年以降は公文書館ではマイクロフィルムに収まっていて利用しにくいのが、図書館で現物の閲覧やコピーが可能で

ある。そういう案内があるわけではないので、あまり知られていることではないように思う。それも含めて「県報」の利用にはちよつとしたテクニックが必要であるからマニュアルがあると便利ではないか。また、明治三十三年以降の「県報」もプリントアウトしていただけると大いに助かる。

⑤秋田県内では歴史・民俗関係のたくさんの研究誌が発行されているが、一般の方の目に止まることは少ない。図書館で年四回発行する「郷土資料情報」にそうした雑誌名が紹介されている。しかし、スペースの関係なのであるとか、図書館で開架となっているものはごく限られている。閲覧室に余裕のある公文書館で、県内の地域史研究雑誌はすべて開架図書とし閲覧可能とするわけにはいかないであろうか。研究は資料の利用に基づくのだから、公文書館の利用度アップにもつながるような気がする。

思いついたことを書き連ねたが的外れであるかもしれない。ご容赦願いたい。公文書館ではゆつたりとした空間で快適な時間を過ごしている。いつも親切に対応していただいている職員の皆さんに感謝したい。

「秋田県庁日誌」について

「秋田県庁日誌」は、明治六年（一八七三）から八年にかけて編纂された秋田県庁の公的記録である。この時期の記録管理は、公文書原本を事務簿に綴綴して保存するのではなく、重要文書の写から県庁日誌を編纂する方法で行なわれていた。

県庁日誌には、県政の参考資料として重要と判断された文書が、当時の公文書の中から選別され記録されている。日付順に文書を一件ごと原文のまま記録した体裁は、「太政官日誌」や各省日誌からの影響と考えられる。

記録された内容は、官省からの令達や官省への上申、他府県との往復文書、管内への布達、県庁内での達、官吏の任免、人民の表彰などである。官省への上申や管内への布達は、それぞれ別個に編纂されたものが残っており、県庁日誌の記載と重複する所が多い。しかし、県庁を中心とした日々の公文書の動きが分かる点で、県庁日誌は貴重な史料である。

県庁日誌は、明治六年の十月から

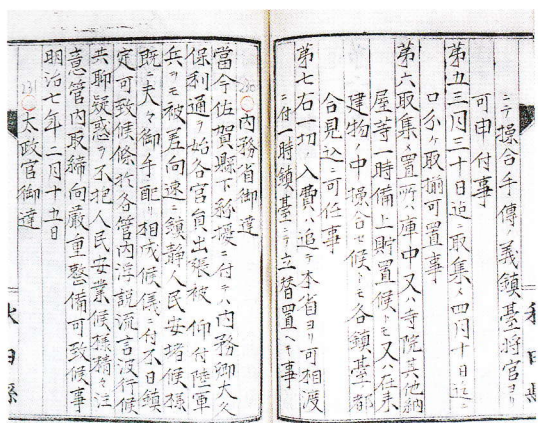
八年九月の分まで編纂された。三代目秋田県権令・国司仙吉の在任期間については、行政の記録を大半カバーしている。六年九冊分（三か月上中下旬）、七年一二冊分（毎月）、八年三〇冊分の合わせて五一冊分を、現在当館に保存している。

県庁日誌の編纂が始まったのは、明治六年の春からである。前年三月の秋田県開庁から一年ほどを経て、記録管理の必要が意識されたためと推察される。庶務課文書掛、常務掛、史録掛と記録管理の担当が替り、八月からは学務掛の担当となった。同月に県庁が火災で焼失し開庁以来の文書が多く失われていたため、五年分と六年分の県庁日誌の編纂は困難だったらしい。六年の県庁日誌は、十月から三か月分しか編纂できなかった可能性も考えられる。

日誌編纂を担当した庶務課学務掛は、各課各掛をまわって公文書の原本を謄写し資料を集めていた。明治六年と七年の段階では、記録の情報集中システムが未だできていない。

明治八年に入ると、県庁の記録管理体制に大きな転換が見られる。政府は国史編纂を計画し、前年十一月の太政官達によって各府県の歴史の編纂・提出を命じていた。今日、「府県史料」の名で呼ばれ、国立公文書館の内閣文庫に収蔵されている記録がこれに当たる。現在、当館には「秋田県史料」の副本が保存されている（本紙第四号を参照）。秋田県では、記録管理担当が県庁日誌のほか県史の編纂も行なうこととなった。

当初は県庁日誌をもとに県史を編纂する方針で、そのため日誌の内容充実が図られた。八年の県庁日誌は、庶務・聴訟・租税・出納・学務の各掛ごとに分けて毎月編纂されていた。



明治7年2月「秋田県庁日誌」の記事

る。八年分が半年で三〇冊と、前年に比較し多いのはそのためである。また、記録の情報集中システムが作られ、記録担当に原本が一旦送付され確実に謄写が行なわれるようになった。

そして、明治八年八月以降、県史編纂が本格的に始まると、県庁日誌を編纂した上で県史を編纂する体制が見直されることとなった。十月に入ると、従来の日誌編纂事業が廃止となり、公文書の原本をもって直接県の公的記録とすることが県庁内に達せられた。十二月には「秋田県庁書類編輯取扱規則」が制定され、第一課記録掛に公文書原本が送付されて「〇〇課〇〇掛事務簿」の形に綴綴の上で保存されるシステムが確立した。日誌編纂が廃されたのは、公文書原本から直接県史を編纂する方針に転換されたことに因る。また、秋田県庁に残された県史の副本に、従来の県庁日誌が持っていた公的記録の役割が移行した可能性も考えられる。「秋田県庁日誌」と「秋田県史料」の関係は深い。

当館では、平成十一年度の事業として「秋田県庁日誌」をマイクロフィルムから複製本四五冊にまとめ閲覧室に配架した。

（公文書課 柴田知彰）

「東国絵図」について

佐竹氏の家譜編纂を主目的とした元禄・宝永期の秋田藩修史事業では、常陸時代の史料を含め、多くの関連史料が収集・作成されている。宝永六年（一七〇九）作成の「御文書并御書物帳目録受取渡目録」（整理記号・番号AS〇二九一）は、このときの収集・作成史料を掲載した目録である。多くの情報を含むこの史料は、史料整理作業を進めるうえでも貴重な史料となっている。

この目録に掲載される史料の中から、今回は「東国絵図」を紹介する。

「東国絵図」については、「上総・下総・上野・下野・武蔵・相模・常陸・出羽・陸奥・安房及古河等ノ図也、元禄十年丁丑江戸ニ於テコレヲ写ス」との説明とともに、全部で「十一通」であることが目録に記載されている。この「東国絵図」に該当すると思われる絵図が、最近の史料整理の過程で確認された（表参照）。陸奥と古河の絵図の所蔵を確認できないものの、色彩や体裁の統一から、これらの絵図が「東国絵

図」である可能性が高い。

ただし若干の問題点もある。例えば、各絵図のいくつかの城下町には石高と領主名を記した貼紙があるが、すべての領主が揃う時期は寛文十二年（一六七二）から延宝六年（一六七八）の間に限られるのである。元禄十年（一六九七）に作成された「東国絵図」であるとするとならずに作成時期と貼紙の時期が異なるのである。貼紙の内容と絵図作成の目的、修史事業との関連を検討する必要がある。

東国絵図一覧

国名・地名	史料名	整理記号・番号	寸法(cm)
上 総	上総国11郡絵図	県C-379	103× 84
下 総	下総国11郡絵図	県C-380	108× 84
上 野	上野国14郡絵図	県C-378	114×168
下 野	下野国9郡絵図	県C-382	84×107
武 蔵	武蔵国21郡絵図	県C-384	125×159
相 模	相模国8郡絵図	県C-381	84×110
常 陸	常陸国14郡絵図	県C-377	115×159
出 羽	出羽十一郡絵図	県C-150	118×167
陸 奥	不 明		
安 房	安房国4郡絵図	県C-383	107× 84
古河等	不 明		

しかしながら、これらの絵図は非常に注目すべき特徴を持っている。

例えば、「東国絵図」のなかには出羽国の絵図も含まれるが、描かれる内容は「出羽一國御絵図」（正保国絵図、秋田県文化財指定）よりもさらに古く、当館所蔵史料のなかでもっとも古い内容の出羽国絵図といえる（写真参照）。

さらには「日本六十余州国々切絵図」（以下「六十余州絵図」と同内容の絵図であることが、近年白井哲哉氏により明らかにされている）。

「六十余州絵図」とは、江戸時代初期の寛永年間に巡見使を通じて幕府に提出された絵図を後世に縮写した史料と考えられている。また、この絵図は松前と琉球をのぞく六八国分からなるが、六八国分すべての絵図を一括して保存しているのは、全国でも山口県文書館と当館の二館のみといわれる。全国的にみても貴重な史料群であり、近年とくに注目を集めている史料といえる。

なお当館所蔵の「六十余州絵図」には備前国の絵図が二枚含まれ、あわせて六九枚となっている。

「六十余州絵図」の作成経緯などについては現在のところ不明であるが、同内容の「東国絵図」についての調査・研究成果が何らかの手が

りとなる可能性も高い。

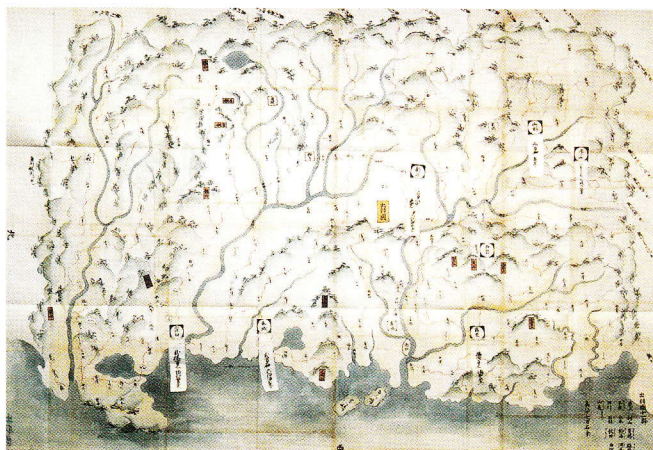
「東国絵図」も「六十余州絵図」も、ともに本格的な調査・研究がはじまったばかりの史料である。ぜひ多くの方々に利用していただきたい。

参考文献

川村博忠「寛永国絵図の縮写図とみられる「日本六十八州縮写国絵図」（『歴史地理学』三七―五、一九九五年）

白井哲哉「日本六十余州国々切絵図」の地域史的考察―下総国絵図を事例に―（『駿台史学』一〇四、一九九八年）

（古文書課 加藤昌宏）



「出羽十一郡絵図」（整理記号・番号 県C-150）

東山文庫(東山太三郎収集史料)

県立図書館旧蔵史料には「家」伝来文書群とコレクション史料群がある。前者の代表が佐竹文庫であり、後者の代表が東山文庫である。東山文庫は、総数六一一点であり、当館のコレクション史料群としては最大である(当館への移管時の目録では四九六〇点で枝番がほとんど付されておらず、今回の整理で全ての枝番を整理し前記の総点数となった)。

本文庫は、秋田市の郷土史家・東山太三郎(明治四〇昭和十九年)の収集した膨大な史料群で、県立図書館



「かせのおちは」(整理記号・番号 AH915-8)

職員であった子息の藤悦氏が、昭和二十年四月に寄贈し、図書館によって独自の郷土資料分類基準に基づいて整理され東山文庫と命名された。

東山太三郎は、秋田市川口下裏町(現川元小川町)生まれで、秋田師範学校の工作の教師となり、秋田市徒弟学校長、感恩講児童保育園園長などを歴任し、真崎勇助・安藤和風などとともに秋田史談会を創立した。号は山東庵・他山楼で、柳田国男や安藤和風との交友を示す書簡も残されている。

内訳は約五〇〇〇点が古文書類で、一一〇〇点余が太三郎自身の編による独自資料(四〇〇点余)や新聞・雑誌等の切抜(約一〇〇点)、謄写版・印刷・刊本類(約六〇〇点)となっている。

古文書類は東山家伝来の史料はなく、大部分が旧佐竹藩士家から出たものと思われ、その意味では佐竹宗家文庫と密接な関連を持っている。

例えば、郷土資料にまとめられている秋田藩士の系図類には、上級藩士の分が欠けているが、本文庫によ

って渋江氏や梅津氏などの家老級の家士の系譜を知ることができる。

内容的には多岐・多方面にわたっており、総点数六一一点の内訳は図書館の内容分類によると下図左のようになっている(整理番号はAH記号の次ぎに十進分類の番号と通し番号の組み合わせとなっており、現在もその番号を踏襲している)。

2 歴史・地誌と3 社会科学がそれぞれ三〇%を占めており、そのうち28 分類の伝記が一二四九点で最も多く、次いで31 分類の政治が一一〇八点となっている。また、9 の文学が二〇%もあるのが、他の史料群との際違った違いとなっている。

いまひとつの特色は、史料の範囲が全分野にわたっている点であり、各分野の点数の偏り方に東山太三郎の史料収集の傾向が現れている。

さらに細かく個々の分類別に多い順をあげると下図右のようになる。一分野一点のものまで含めて、全部で二三〇分類まで細分されており、その多様さがわかる。また形態別で言うと、書状・書簡類が一八九一点で三〇%を占めており、他の史料群と比べても非常に多い。

コレクション史料は、家伝来の史料と違い、二次的に集められ収集者の恣意的な意図に基づいて再編され

東山文庫内容分類内訳表

0 総記	62点	289 (個人伝記)	1029点
1 哲学・宗教	277点	312 (政治史)	585点
2 歴史・地誌	2243点	387 (礼儀・社交)	533点
3 社会科学	2230点	317 (行政)	425点
4 自然科学	45点	911.3 (俳諧)	335点
5 工学	104点	919 (日本漢詩文)	205点
6 産業	200点	212.1 (戊辰戦争)	171点
7 芸術	212点	291 (県都市町村誌)	156点
8 言語	7点	209 (有職故実)	152点
9 文学	731点	911.1 (和歌)	129点

注) 項目名の前の数字は十進分類に基づくもの

たものであり、その出所をたどることとは難しい。特に本文庫の場合、寄贈後の再整理によって、収集者自身の編成も不明の状態となっている。今後の課題として、一点一点の内容の精査によって、原出所の推定による史料群の現配列の追求が必要となるであろう。

本文庫は、菅江真澄自筆といわれる「かせのおちは」(写真)をはじめ、藩政期の多くの重要な史料が見られる。現在の目録は主題別の分類のため、その全体像は容易に掴み難いが、多くの利用を期待したい。

なお、真崎勇助の収集史料「真崎文庫」は大館市立中央図書館蔵、安藤和風の収集史料「時雨庵文庫」は秋田県立図書館蔵となっている。

(古文書課 佐藤 隆)

アンケート結果について

前号で紹介したとおり八月二十四日から十一月二十日までの四十三日間（前期八月二十四日～九月十八日、後期十月二十七日～十一月二十日）、「県庁文書に記録された秋田の近代建築」というテーマで企画展を行った。今回は公文書課担当の展示であったが、前回担当の平成九年度同様、展示期間中にアンケート調査を行った。回答数は一三六であり、回答率は一〇％強と推定される。紙面の都合上、調査結果を概観するにとどめるが、前回の調査結果とも比較しながら報告したい。

まず回答者の年齢であるが、前回に比べ「一五歳以下」が増加し（前回一％、今回一九％）、それにもない職業等も「児童・生徒」が一％から二四％に増加した。明治・大正期の懐かしい建築物に関する展示だったので、前回より高年齢層の回答が多くなるものと予想したが、結果は逆になった。

問4の展示を知った媒体は「新聞記事」が一六％から二二％に増加し

た。新聞記事としては、八月二十三日付けの「秋田魁新報」朝刊に旧県庁舎の写真入りで企画展が紹介されている。一方、「テレビニュース」は一七％から七％に減少した。NHK秋田放送のニュースに取り上げられなかったことが影響しているのだろうか。「市町村広報紙」、「タウン情報誌」等が低く、「展示室の前を通って」が高いのは前回同様の傾向である。特に「展示室の前を通って」が最も高いのは、図書館との併設館であることの利点のひとつと言えよう。

問6の公文書館の認識は、「公文書館を」知らない（「名前も聞いたことがない」、「何をする所か知らない」）が前回の四六％に対し、五六％に増加している。回答者の年齢構成が前回より低かったことが影響しているのだろうか。しかし、問6で「知らない」と回答した者のうち、問9で「（展示を見て）公文書館の役割が理解できた」（「よく理解」、「大体理解」と回答したのは六三％であり、このことは展示が公文書館

の理解拡大に役立っていることを示すものと言える。

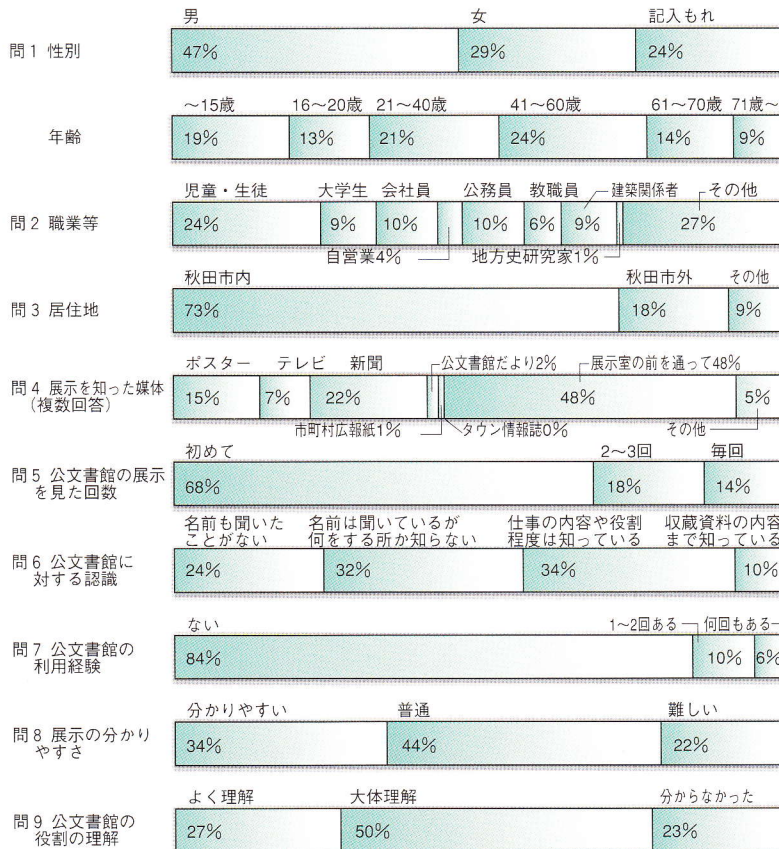
問8の展示の分かりやすさについては「分かりやすい」が三四％、「難しい」が二二％で、前回の四四％、一一％に比べ、分かりにくかったようだ。前回の鉄道と今回の近代建築というテーマの違い、回答者の年齢構成の違いといったことも考慮する必要があるだろう。「難しい」

と回答した年齢を見ると、二〇歳以下が七五％（そのうち一五歳以下が五六％）を占めているからである。「分かりやすさ」をどの水準に設定するのか今後の課題である。今回寄せられたアンケートを分析し、展示のさらなる向上に役立てていきたい。今後とも皆様のご協力をお願いしたい。

（公文書課 桜庭文雄）

アンケート結果

回答数136



平成11年8月24日～11月20日 秋田県公文書館展示室にて実施

ホームページの開設について

もともとインターネットの県の公式ホームページ「美の国秋田ネット」の中では、一頁だけですが当館の紹介をしていました。しかし、本格的なホームページとは程遠く、全国の公文書館の中にはすでに立派なホームページを持ってられる所もあることから、当館としても一日も早く作りたいと思っていました。このたびやっと開設の運びとなりましたので、ここに紹介いたします。

アドレスは、
<http://www.pref.akita.jp/koubunsyo/index.htm>



となっておりますが、県の公式ホームページ、「美の国秋田ネット」よりアクセスする場合は、最初に「組織別情報」をクリックし、次に「総務部関係」をクリックすると画面に表示された目次の中に「公文書館」という文字がでてきますのでそこをクリックしていただくと、当館のホームページの最初の画面にたどり着きます。

最初のページから、「当館の概要」「利用案内」「収蔵資料の紹介」「行事实案内」「刊行物の紹介」などの画面に繋がるようになっていきます。それぞれの画面がさらに詳しい内容を含んでおりますので是非アクセスしてみてください。

特に古文書の絵図史料の紹介では最初に表示された小さな画像をさらにクリックすると少々時間がかかりますが、画面いっぱい大きな画像に変わる仕掛けとなっており、見ごたえがあるのではないかと考えております。

(総務課 藤井美智夫)

古文書解読講座のご案内

当館では左記の要領で、本年度も古文書解読講座を開講する予定です。この講座は古文書解読に関心のある方を対象に、当館所蔵の近世文書を教材として、開館以来毎年行っているものです。古文書解読を通じて歴史の実証的研究方法、古文書・公文書の保存と活用的重要性についての理解を深めてもらうことを目的としています。

期日 八月一日(火)／二日(水)

(同じ内容ですのでいずれか一日をお選び下さい)

会場 公文書館三階多目的ホール
定員 両日とも四〇人

申込方法 往復はがきに住所・氏名・受講希望日を明記の上、個人で申し込んでください。なお、返信用はがきが受講者カードとなりますので必ず往復はがきでお願いいたします。

申込先 〒〇一〇〇九五二

秋田市山王新町一四―三

秋田県公文書館古文書課

古文書解読講座係

申込期間 七月一日～十五日

市町村史料保存機関連絡協議会の開催について

当館では本年度も「市町村史料保存機関連絡協議会」の開催を予定しています。

この協議会は、市町村で古文書を含む文化財の保存に関わる職員、市町村の史料保存施設の実務担当者、自治体史編さん過程での史料収集・整理などに携わる実務担当者などを対象として、公文書を含む歴史史料の整理・保存・利用などに関する情報交換を行うものです。

昨年度は、初めて午後の部で公文書部会と古文書部会に分かれて協議等を行いました。今年度も互いの情報交換のみならず、公文書の保存・公開を含めて、史料保存機関としての問題点の解決の一助になればと考えています。

昨年同様多数の参加をお願いします。詳細は関係機関に追ってお知らせします。

期日 六月五日(月)

内容 ①史料の整理・保存に関する情報提供

②史料整理・保存・利用・所在などに関する情報交換

公文書館

平成十二年度の事業計画

◎総括的事項

- ・『事業年報』第七号の発行(五月)
- ・館報「公文書館だより」の発行(四月上旬、十月上旬)
- ・『研究紀要』第七号の発行(平成十二年三月)
- ・特別整理期間による休館(十二月二日～十四日)
- ・書庫燻蒸(十二月一日～四日)
- ・市町村史料保存機関連絡協議会(六月五日)

◎公文書課関係

- ・公文書の引継ぎ(六月)
- ・公文書の目録・行政資料目録の整備
- ・公文書・行政資料公開冊数の追加
- ・中性紙保存箱への収納促進
- ・公文書の保存・廃棄の選別
- ・公文書の廃棄
- ・県政映画の補修・恒久保存とビデオ化
- ・公文書のマイクロフィルム化

◎古文書課関係

- ・所蔵古文書の整理及び目録の整備
- ・中性紙封筒及び中性紙ダンボール箱への収納
- ・絵図の複製
- ・古文書の修復
- ・古文書のマイクロフィルム化・複製本製作
- ・『野上陳令・陳孝日記』翻刻原稿執筆委員打ち合わせ会(四月十七日)
- ・『野上陳令・陳孝日記』翻刻
- ・『北家御日記』翻刻原稿の原本照合
- ・『渡江和光日記』第八巻の発行(平成十二年三月)
- ・『系図目録』の発行(平成十三年三月)
- ・古文書解説講座の開催(八月一日・二日、館内多目的ホール)
- ・古文書の所在・保存状況調査(県内十市町村・県外)
- ・企画展示「秋田藩の家臣団(前期八月～九月、後期十月～十一月、館内特別展示室)」

表紙解説

宝暦八年(一七五八)三月十八日に七代藩主義明が秋田で死去し、当時十一歳であった義敦が八代藩主として跡を継いだ。これに伴い、九代將軍家重は国目付として安西彦五郎元維と建部荒治郎広般の派遣を命じた。秋田に国目付が派遣されたのは元禄十六年(一七〇三)以来二度目で、宝暦九年七月から十二月までの間滞在し、領内の巡検等を行った。

この「御城下絵図」は、その際に、大館御城下絵図などとともに幕府に提出された久保田城下の絵図である。足軽屋敷や寺院等が七色で示されていることや軍事的に重要な諸郭の面積、土居の高さ、堀の幅などの情報が注記されていることが本絵図の特色といえる。

なお、本絵図は『日本の市街古図』(鹿島出版研究会・昭和四十八年)、及び一月に開設した当館のホームページでも紹介されている。ホームページに関する解説は七頁を参照していただきたい。

平成元年秋田県有形文化財指定。
(古文書課 平田有宏)

● 公文書館利用案内 ●

◎開館時間

- ・平日 9:00～19:00
- ・土・日曜日、1月4日、月の初日 9:00～17:00

◎休館日

- ・国民の祝日及び振替休日
- ・月曜日(毎月第3日曜日の翌日を除く)
- ・毎月第3日曜日
- ・特別整理期間(2週間以内で館長が指定する期間)
- ・年末年始(12月28日～1月3日)

公文書館だより 第十二号

平成十二年四月一日発行
編集発行 秋田県公文書館
〒〇一〇〇九五二

秋田市山王新町一四一三一
☎〇一八(八六六)八三〇一
印刷 株式会社アップル